

## 家庭的保育事業所等の連携施設の確保について

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第7条及び杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第42条第1項の規定に基づく、家庭的保育事業所等（家庭的・小規模・事業所内保育事業所）の連携施設について、令和2年4月に区内全ての家庭的保育事業所等での確保を図るため、以下のとおり取り組むこととする。

### 1 連携施設の概要と現状

#### (1) 概要

○家庭的保育事業所等は、在園児に対する保育が適切かつ確実に行われ、及び、3歳児以降の教育・保育が継続的に提供されるよう、下表の機能を担う連携施設（認可保育所又は幼稚園等）を適切に確保しなければならない。

連携施設の機能	概要
①保育内容の支援	集団保育を体験させる機会の設定、保育の適切な提供に必要な相談、助言、支援等を行う。
②代替保育の提供	職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、代わって保育を提供する。
③卒園後の受け皿	卒園後にも保護者の希望に基づき、連携施設において、引き続き保育を提供する。

#### (2) 現状

○区内42所の家庭的保育事業所等のうち、自主的に連携施設を確保しているのは5所に留まっており、残る37所は自主的に確保できる見通しが立っていない。

### 2 家庭的保育事業所等（未確保園）の連携施設確保に向けた取組

以下のとおり、機能ごとに連携施設を確保することとし、設定及び運営に係る所要の要綱を制定する。

#### (1) 保育内容の支援及び代替保育の提供について

○連携施設の機能のうち、①保育内容の支援及び②代替保育の提供については、各地域の中核園（令和2年4月に区立保育園7所を指定）が担う。なお、中核園が行う取組は、既に自主的に連携施設を確保している家庭的保育事業所等及び認可外保育施設も支援の対象とする。

#### (2) 卒園後の受皿について

○連携施設の機能のうち、③卒園後の受け皿については、区内全ての私立・区立認可保育所及び区立子供園（長時間保育）の理解・協力を得て、家庭的保育事業所等（未確保園※）を卒園した後の受け皿として設定する。

※2歳児までを対象とした認可保育所を含む。

#### (3) その他

○家庭福祉員等の2歳児までを対象とした認可外保育施設の卒園後の受け皿については、引き続き、必要な認可保育所等定員数の確保を図る。

### 3 今後のスケジュール

令和元年7月～（仮称）杉並区家庭的保育事業等に係る連携施設の設定及び運営に関する要綱制定、家庭的保育事業所等の在園児保護者への周知

10月 連携園に係る利用調整等